

指定居宅介護支援重要事項説明書

〔令和 6 年 6 月 1 日現在〕

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 松本居宅介護サービス
代表者役職・氏名	代表取締役 松本 義明
本社所在地・電話番号	埼玉県入間市宮寺1977番地
法人設立年月日	平成12年11月28日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	松本居宅介護サービス
事業所番号	居宅介護支援（指定事業所番号1172800391）
所在地	〒358-0014 埼玉県入間市宮寺1977番地
電話番号	04-2934-4308
FAX番号	04-2008-0224
通常の事業の実施地域	入間市、狭山市、所沢市、飯能市、日高市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前9時から午後6時まで

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	常 勤 7名 (1名管理者兼務)

3 サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します。)
課題分析の実施	<p>① 課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。</p> <p>② 解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。</p> <p>③ 使用する課題分析票の種類は、23標準課題分析項目方式とします。</p>
居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	<p>① 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。</p> <p>② 作成した居宅サービス計画は交付します。</p>
居宅サービス計画の実施状況の把握	<p>① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。 利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。なお利用者の同意が得られテレビ電話など通信機器を介して意思疎通が出来る場合は2月に1回の訪問とします。</p> <p>③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。</p>

4 居宅介護支援にかかわる義務

- ・利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に提供します。
- ・利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

5 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

要介護を受けられた方は、介護保険制度から支給されるため自己負担はありませんが介護保険料の滞納があった場合は料金を一旦ご負担して頂く場合があります。

ア 基本利用料

区分 (介護支援専門員1人当たりの利用者数)		要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費Ⅰ (45人未満の場合)	45人未満の部分	11,211円	14,567円
居宅介護支援費Ⅱ (45人以上60人未満の場合)	45人以上の部分	5,616円	7,273円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合	1月につき 3,126円
入院時情報連携加算Ⅰ	介護支援専門員が病院等の職員に対して入院当日に必要な情報を提供した場合	1月につき 2,605円
入院時情報連携加算Ⅱ	介護支援専門員が3日以内に病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	1月につき 2,084円
退院・退所加算	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	1回につき 4,689円 カンファレンス 有り 6,252円
小規模多機能型居宅介護事業連携加算	(看護)小規模多機能居宅介護サービスの利用を開始する際に、利用者に係る必要な情報を小規模多機能型居宅介護支援事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合	1回につき 3,126円
通院時情報連携加算	通院時主治医(歯科医含む)から本人の情報を伝え医師から必要な指示を得た場合	1ヶ月につき 521円

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、10キロメートル未満当たり500円10キロメートル以上当たり1000円を請求します。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (2) 事業所は、「有限会社松本居宅介護サービス」の提供にあたっては介護保険法第118の2第1項に規定する介護保険等最新情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。
- (4) 事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。
- (4) 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①虐待防止ための対策を検討する委員会の定期的な開催。
 - ②虐待防止のための指針の整備
 - ③虐待防止のための研修の定期的な実施
 - ④虐待防止の措置に関する担当者の設置
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理者 松本 より子
電話番号	04-2934-4308
受付時間	午前9時から午後6時まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

入間市	健康推進部介護保険課	04-2964-1111
狭山市	健康推進部介護保健課	04-2941-4892
飯能市	福祉子供部介護福祉課	042-973-2118
所沢市	健康福祉部介護保険課	04-2998-9420
日高市	健康推進部長寿いきがい課	042-989-2111
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課	苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の変更にあたり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業所所在地 埼玉県入間市宮寺1977番地
法 人 名 有限会社 松本居宅介護サービス
代表者名 代表取締役 松本 義明 印

説明者

事業所名 松本居宅介護サービス
氏 名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所
氏名 印
(代筆者) 住所
氏名 印
利用者との関係 ()